

事 務 連 絡

平成 3 0 年 1 0 月 1 日

市内居宅介護支援事業所 各位

宇治市健康長寿部介護保険課
課 長 夜 久 信 雄

平成 3 0 年 1 0 月 1 日より施行される、一定回数以上の訪問介護を位置付けた
居宅サービス計画の本市への届出等について（通知）

平素は、本市の介護保険事業運営にご理解いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
を定める条例施行規則第 6 条第 2 0 号の規定が 1 0 月 1 日より施行されることとなります。

本規定においては、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の
訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。）を位置付ける場合にあっては、その理由の妥当性
を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サー
ビス計画を本市に届け出なければならない。」とされています。

つきましては、届出書類及び届出期限等については下記のとおりとしますので、1 0 月 1 日以
降の取扱いについて、ご理解ご協力をお願いします。

なお、届け出られた居宅サービス計画については、本市が行っておりますケアプラン点検や、
地域ケア会議の開催等により検証を行い、検証をした結果については、必要に応じてケアマネジ
ャーに対してお伝えさせていただきますので、あわせてご理解ご協力をお願いします。

記

○届出書類

- ①基本情報 ②アセスメントシート ③居宅サービス計画書（第 1 表 ～ 第 5 表）
- ④課題整理総括表

※③の第 5 表「居宅介護支援経過」は当該サービス計画を作成または変更した月の前 1
年分をご提出下さい。例えば平成 3 1 年 1 月に当該サービス計画を作成または変更した
場合平成 3 0 年 2 月～平成 3 1 年 1 月分の居宅介護支援経過が対象となります。

※④は作成している場合のみご提出ください。本届出のために新たに作成を求め
るものではありません。

○届出期限

当該居宅サービス計画を作成又は変更した月（利用者の同意を得て交付をした日の属す
る月）の翌月末となります。

宇治市 健康長寿部 介護保険課 給付係
（担当）大西・吉野・白濱
〒611-8501 宇治市宇治琵琶 33 番地
（TEL）0774-20-8731（直通）
（FAX）0774-21-0406（直通）